

重 要 事 項 説 明 書

指 定 相 談 支 援 事 業 所

自 立 セ ン タ ー

社 会 福 祉 法 人

釧 路 の そ み 協 会

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対し、社会福祉第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく指定相談支援サービスを提供します。指定相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 設置者

名称	社会福祉法人釧路のぞみ協会
所在地	釧路市駒牧8線 107 番地3
電話番号	0154-56-2321
代表者名	理事長 葭本正美
設立年月	昭和58年3月

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定相談支援事業所
事業の目的	地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行なう者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行ない、合わせてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他便宜を総合的に供与すること。
事業所の名称	指定相談支援事業所 自立センター
事業所の所在地	釧路市双葉町 17 番 18 号
電話番号	0154-65-6500
管理者氏名	横山 豊
開設年月	平成 18 年 10 月 1 日
事業所が行っているほかの業務	<ul style="list-style-type: none">・就労移行支援事業所 あらんじえ・就労継続支援B型事業所 れぼぜ・自立訓練事業（生活訓練）ぷろぐれ・共同生活援助事業 自立センターグループホーム プルミエ・くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん

3. 事業実施地域

釧路市・釧路町・白糠町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村

4. 営業時間

営業日	土日・祭日及び年末年始は休業。週5日体制。但し休日等は電話による対応
-----	------------------------------------

営業時間	8：30から17：30まで、ただしそれ以外の時間は電話による対応
------	----------------------------------

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非 常 勤
1. 管理者	1 名	
2. 相談支援専門員	3 名	
3. 相談員	0 名	

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容（第3条～6条参照）

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

②サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

③障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行いません。

(2) 利用料金（第7条参照）

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担及び実費負担額はありません。

(3) 上限額管理

複数の障害福祉サービスを利用している場合で、利用者負担上限月額を超える見込みがある場合は、利用者負担の上限管理を行います。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行なう相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用の上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ・サービス利用計画
- ・アセスメントの記録
- ・サービス担当者会議等の記録
- ・モニタリング結果の記録
- ・利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について厚生労働省令で義務付けられた市町村への報告の記録
- ・事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	午前8時30分～午後5時30分まで
----------	-------------------

9. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 日本興亜損害保険株式会社
 保険内容 総合賠償責任保険

10. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係〈苦情受付担当者〉 柿 沼 弘 昭

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

〈苦情解決責任者〉 管理者 横 山 豊

(2) その他苦情受付機関

豊島 悦子（第三者委員）	釧路市昭和中央2丁目7番3号 0154-36-1250
中野 孝士（第三者委員）	0154-41-6542 （前釧路市社会福祉協議会事務局長）
北海道福祉サービス適正化委員会	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 電話 011-204-6310（専用）

平成 年 月 日

指定相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 横 山 豊 印

説明者名 相談支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印